

乳幼児等医療費助成制度拡大を求める意見書（案）

本格的な少子高齢社会を迎え、子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる施策は一層の充実が求められている。乳幼児等医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として多くの市町村で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。本来、公的医療保険制度のなかで取り組まれることが望ましいが、財政状況が厳しい中で地方自治体の努力により拡充が図られている。

島根県においては、小学校就学前児を対象に医療費の窓口負担の助成が実施されている（慢性呼吸器疾患等11疾患群については、20歳未満まで入院を助成）。市町村においては、19市町村のうち16市町村で独自の上乗せ助成を実施しており、そのうち8市町（大田市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町）が中学校卒業まで医療費の自己負担の助成を行っており、その結果、自治体間で制度が異なりサービスに格差が生じている。

このような自治体間の格差を解消し、自治体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み育てることのできる社会を実現するためには、県による施策の一元化と安定化が必要である。

また、県次世代育成支援行動計画「しまねっ子すくすくプラン」には、子育てに対する不安や負担の軽減を重点推進施策として盛り込まれている。未来を担う子どもたちの健やかな成長を守り、定住施策としても有効である乳幼児等への医療費助成制度を拡充して中学校卒業までとし、子育て支援の充実を図ることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年3月22日

雲南市議会